

8月定例教育委員会 第25号議案関係資料

(第25号議案)

滋賀県立特別支援学校小・中学部において令和3年度に使用する教科用図書の採択について

資料1

「滋賀県立特別支援学校小学部および中学部教科用図書の採択に関する基本方針」

資料2

「滋賀県立特別支援学校小学部および中学部教科用図書採択の仕組み」

資料3

「令和3年度使用滋賀県立特別支援学校教科用図書選定委員会の状況」

資料4

「教育課程の区分と対象となる児童生徒の目安」

資料5

「令和3年度使用 滋賀県立特別支援学校小学部 学校別採択予定教科用図書 学校別一覧」

資料6

「令和3年度使用 滋賀県立特別支援学校中学部 学校別採択予定教科用図書 学校別一覧」

滋賀県立特別支援学校小学部および中学部

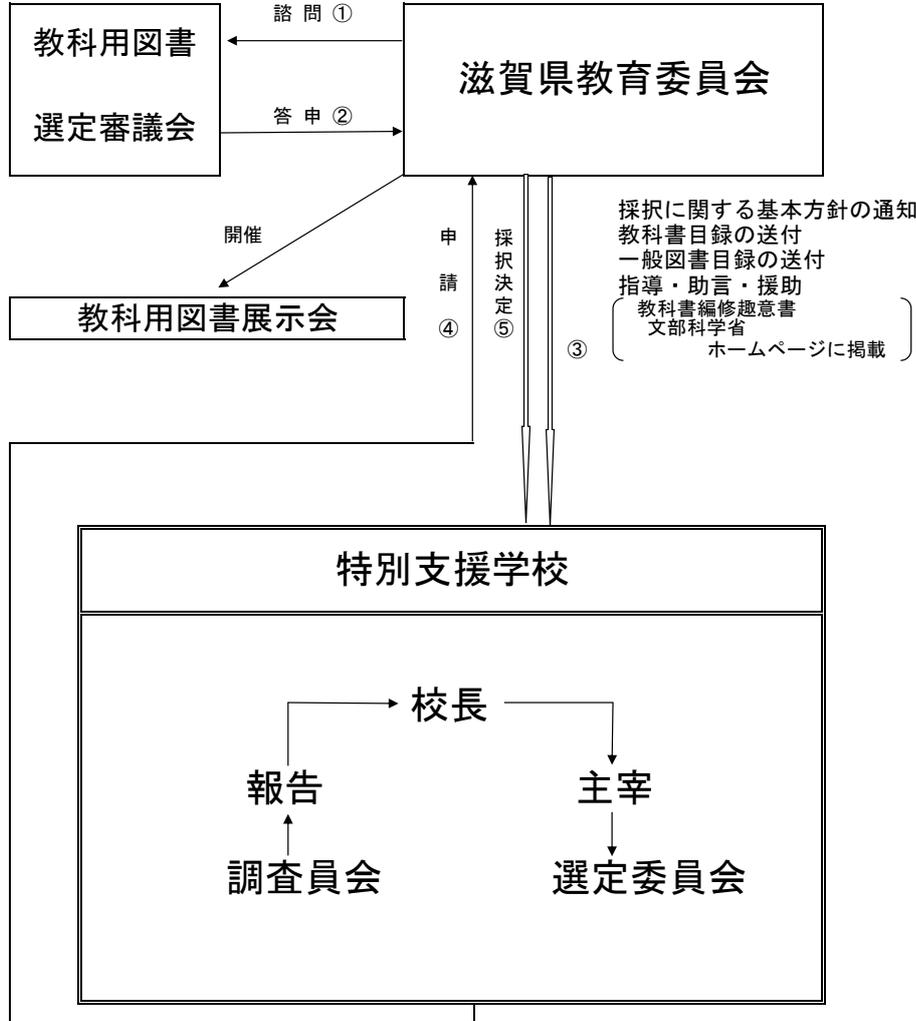
教科用図書の採択に関する基本方針

- 1 義務教育諸学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて適正に実施するものとする。
- 2 採択にあたっては、令和2年3月27日付け元文科初第1807号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」および令和2年3月27日付け元初教科第39号「令和3年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」に基づき、専門的な教科書研究の充実を図るとともに、適正かつ公正な採択および開かれた採択を確保するものとする。
- 3 校長は、教科書の選定に関し、調査員会および選定委員会を設置するものとする。

調査員会は、「県立特別支援学校小学部・中学部令和3年度使用教科用図書にかかる資料（2019年度作成）」を十分活用し、専門的かつ十分な調査研究を行い、その結果を校長に報告するものとする。
- 4 校長は、調査員会からの報告を受け、選定委員会を主宰し、教科書の選定を行い、その結果を滋賀県教育委員会へ申請するものとする。
- 5 選定委員会は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の趣旨および各教科の「目標」や「内容」を十分に踏まえ、各学校の教育目標、教育課程に相応し、かつ児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書の選定について検討するものとする。
- 6 県教育委員会は、各校における教科書の選定にあたり、学校に対し十分な指導・助言を行い、校長からの申請を受け、教科書の採択を行うものとする。

資料 2

滋賀県立特別支援学校小学部および中学部
教科用図書採択の仕組み



【これまでの経過】

- ① 4月10日
＜教育委員会（1回目）＞
○教科用図書選定審議会委員の選任の承認
○同審議会への諮問事項の決定
- ② 4月20日
＜第1回教科用図書選定審議会＞
○教科用図書採択のための基本方針について審議
- ③ 5月19日
＜教育委員会（2回目）＞
○「教科用図書の採択に関する基本方針」等決定
5月28日
○基本方針等を各特別支援学校へ通知
6月11日
＜教育委員会（3回目）＞
○中学校および中学校特別支援学級における選定に必要な資料について決定、参考資料として県立特別支援学校へ送付
- ＜県立学校における選定＞
④ 7月3日
○各校長から調査研究結果に基づく「申請」受理

【今後の予定】

- ⑤ 8月19日
＜教育委員会＞
○「教科用図書の採択」決定
- 9月
○「教科用図書の採択」決定の通知

- ①② 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第11条
- ③ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第10条
- ④⑤ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第13条

採択の時期 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 第14条

令和3年度使用滋賀県立特別支援学校教科用図書選定委員会の状況

【小学部】	選定委員会 開催日	選定委員数	選定委員数	
			内部委員	外部委員
盲学校	6/29	5	3	2
聾話学校	7/2	11	9	2
北大津養護学校	6/19	9	7	2
鳥居本養護学校	6/25	8	6	2
長浜養護学校	6/18	12	9	3
草津養護学校	6/26	10	8	2
守山養護学校	6/26	9	7	2
野洲養護学校	6/23	10	7	3
三雲養護学校	6/29	10	8	2
新旭養護学校	6/26	7	5	2
八日市養護学校	6/23	9	7	2
甲良養護学校	6/29	9	7	2

【中学部】	選定委員会 開催日	選定委員数	選定委員数	
			内部委員	外部委員
盲学校	6/29	5	3	2
聾話学校	7/2	11	9	2
北大津養護学校	6/19	9	7	2
鳥居本養護学校	6/25	8	6	2
長浜養護学校	6/18	12	9	3
草津養護学校	6/26	10	8	2
守山養護学校	6/26	9	7	2
野洲養護学校	6/23	10	7	3
三雲養護学校	6/29	10	8	2
新旭養護学校	6/26	7	5	2
八日市養護学校	6/23	9	7	2
甲良養護学校	6/29	9	7	2

※[内部委員]・・・校長、副校長、教頭、教諭等
 [外部委員]・・・学校評議員、保護者等

教育課程の区分と対象となる児童生徒の目安

小学部

学校名	課程	目安となる対象
盲	課程1(検定)	準ずる教育課程
	課程1(拡大)	準ずる課程(拡大教科書使用)
	課程1(点字)	準ずる課程(点字教科書使用)
	課程2	発達年齢4～5歳
聾話	課程3	発達年齢3～4歳
	課程4	発達年齢3歳未満
	課程1	準ずる教育課程
	課程2	発達年齢5歳以上
北大津	課程3	発達年齢4歳～5歳
	課程4	発達年齢4歳まで
	課程1	準ずる教育課程
	課程2	発達年齢2歳半以上
鳥居本	課程3	発達年齢1歳半～2歳半
	課程4	発達年齢1歳半未満
	課程1	準ずる教育課程
長浜	課程2	知的障害有
	課程1	準ずる教育課程
	課程2	発達年齢3歳以上
	課程3	発達年齢1～3歳(肢体)
草津	課程4	発達年齢1～3歳
	課程5	発達年齢1歳未満
	課程1	準ずる教育課程
	課程2	発達年齢4歳以上
守山	課程3	発達年齢3～4歳
	課程4	発達年齢1歳半～3歳
	課程5	1歳半未満
	課程1	準ずる教育課程
	課程2	軽度知的障害
野洲	課程3	発達年齢4歳以上
	課程4	発達年齢2歳半から4歳
	課程5	発達年齢2歳半未満
	課程1	準ずる教育課程
	課程2	発達年齢4歳以上
三雲	課程3	発達年齢2歳半～4歳
	課程4	発達年齢1歳半～2歳半
	課程5	発達年齢1歳半未満
	課程6	発達年齢1歳半未満
	課程1	準ずる教育課程
	課程2	発達年齢5歳以上
新旭	課程3	発達年齢3歳半～5歳
	課程4	発達年齢2歳半～3歳半
	課程5	発達年齢1歳半～2歳半
	課程6	発達年齢1歳半未満
八日市	課程1	準ずる教育課程
	課程2	発達年齢4歳以上
	課程3	発達年齢3～4歳
	課程4	発達年齢1歳半～3歳
	課程5	発達年齢1歳半未満
甲良	課程1	準ずる教育課程
	課程2	発達年齢2歳以上
	課程3	発達年齢2歳未満

中学部

学校名	課程	目安となる対象
盲	課程1(検定)	準ずる教育課程
	課程1(拡大)	準ずる課程(拡大教科書使用)
	課程1(点字)	準ずる課程(点字教科書使用)
	課程2	発達年齢5歳前後～9歳程度
聾話	課程2(点字)	発達年齢5歳前後から9歳程度(点字教科書使用)
	課程3	発達年齢5歳前後まで
	課程1	準ずる教育課程
	課程2	発達年齢9、10歳程度
北大津	課程3	発達年齢6～8歳程度
	課程4	発達年齢4、5歳程度
	課程5	発達年齢3歳未満
	課程1	準ずる教育課程
	課程2	発達年齢4歳以上
鳥居本	課程3	発達年齢2歳半～4歳
	課程4	発達年齢1歳半～2歳半
	課程5	発達年齢1歳半未満
	課程1	準ずる教育課程
	課程2	知的障害有
長浜	課程1	準ずる教育課程
	課程2	下学年対応の教育課程対象
	課程3	発達年齢6～8歳
	課程4	発達年齢4～6歳
	課程5	発達年齢2～4歳
草津	課程6	発達年齢2歳未満
	課程1	準ずる教育課程
	課程2	発達年齢7歳以上
	課程3	発達年齢4～7歳
	課程4	発達年齢3～4歳
	課程5	発達年齢1歳半～3歳
守山	課程6	発達年齢1歳半未満
	課程1	準ずる教育課程
	課程2	発達年齢7歳～9歳以上
	課程3	発達年齢3～7歳
	課程4	発達年齢3歳未満
	課程1	準ずる教育課程
野洲	課程2	発達年齢10歳以上
	課程3	発達年齢8～9歳
	課程4	発達年齢6～7歳
	課程5	発達年齢3～5歳
	課程6	発達年齢1～3歳
	課程7	発達年齢1歳未満
	課程1	準ずる教育課程
三雲	課程2	発達年齢6歳以上
	課程3	発達年齢4歳～6歳
	課程4	発達年齢1歳半～3歳
	課程5	発達年齢1歳半未満
	課程1	準ずる教育課程
新旭	課程2	発達年齢4歳以上
	課程3	発達年齢2～4歳
	課程4	発達年齢2歳未満
	課程1	準ずる教育課程
	課程2	発達年齢9歳以上
八日市	課程3	発達年齢8～9歳程度
	課程4	発達年齢7歳程度
	課程5	発達年齢5～6歳程度
	課程6	発達年齢3～4歳程度
	課程7	発達年齢3歳未満
	課程1	準ずる教育課程
	課程2	発達年齢9歳以上
甲良	課程3	発達年齢7歳～9歳
	課程4	発達年齢5歳半～7歳半
	課程5	発達年齢2歳半～5歳半
	課程6	発達年齢1歳半～2歳半
	課程7	発達年齢1歳半未満

令和3年度使用 滋賀県立特別支援学校小学部 学校別採択予定教科用図書 学校別一覧

学校名	課程の区分	検定教科書	一般図書			合計	変更数(一般図書)		
			文科省著作本	その他一般図書	内下学年 検定教科書		供給不能 による変更	教育課程の見 直し等による変更	変更合計
盲	課程1(検定)	47				47			
	課程1(拡大)			47		47			
	課程1(点字)		37	10		47	1		1
	課程2			41		41			
	課程3			41		41	2		2
	課程4			41		41	1		1
	合計	47	37	180		264	4		4
聾話	課程1	48	6			54			
	課程2	19	6	21	6	46		4	4
	課程3	11		35		46	1	4	5
	課程4	4		42	1	46	1		1
	合計	82	12	98	7	192	2	8	10
北大津	課程1	48				48			
	課程2		6	35		41	3		3
	課程3			41		41			
	課程4			41		41	1		1
	合計	48	6	117		171	4		4
鳥居本	課程1	49				49			
	課程2			41		41			
	合計	49		41		90			
長浜	課程1	49				49			
	課程2		7	34		41	4		4
	課程3			41		41	3		3
	課程4			41		41	1		1
	課程5			41		41	1		1
	合計	49	7	157		213	9		9
草津	課程1	48				48			
	課程2			41		41			
	課程3			41		41	1		1
	課程4			41		41	1		1
	課程5			41		41	1		1
	合計	48		164		212	3		3
守山	課程1	49				49			
	課程2	45				45			
	課程3			41		41			
	課程4			41		41			
	課程5			41		41			
	合計	94		123		217			
野洲	課程1	48				48			
	課程2			41	16	41	1		1
	課程3		4	37		41	2	2	4
	課程4			41		41	2		2
	課程5			41		41	2		2
	合計	48	4	160	16	212	7	2	9
三雲	課程1	49				49			
	課程2		8	33		41			
	課程3		8	33		41			
	課程4			41		41			
	課程5			41		41	2		2
	課程6			41		41	1		1
	合計	49	16	189		254	3		3
新旭	課程1	48				48			
	課程2			41		41	1		1
	課程3			41		41			
	合計	48		82		130	1		1
八日市	課程1	49				49			
	課程2		2	39		41			
	課程3		3	38		41	1		1
	課程4			41		41	2		2
	課程5			41		41	2		2
	合計	49	5	159		213	5		5
甲良	課程1	49				49			
	課程2		9	32		41			
	課程3			41		41	2		2
	合計	49	9	73		131	2		2
総合計		660	96	1,543	23	2,299	40	10	50

※課程については児童の発達に応じて区分している

※知的障害の課程で使用する検定教科書は一般図書に含んでいる